大阪府青少年健全育成条例３９条２号について

第１回部会　資料３－２

大阪地検

第３９条　何人も，次に掲げる行為を行ってはならない。

（２）　専ら性的欲望を満足させる目的で，青少年を威迫し，欺き，又は困惑させて，当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

　　　　（罰則：２年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

１　本条例の趣旨及び解釈（「大阪府青少年健全育成条例の解説」より）

　　３９条の趣旨

　　　「性の商品化が進み，性に関する意識が大きく変化する中で，出会い系サイトなどの利用により，少女買春など性風俗に安易に関わる青少年と，その青少年の性を，欲望の対象として取り扱う大人の背徳的な行為が社会問題となっている。本条は，このような実態に鑑み，青少年の性を弄ぶ心ない大人から青少年を保護し，行為者の社会的責任を追及するとともに，青少年に正しい性意識を持たせる一助とするため設けられたものである。なお，運用に当たっては，プライバシーその他の人権を不当に侵害することのないよう，取り締まりの対象行為を，その動機や手段において社会的に非難を浴びるような四つの性的行為に限定している。」

　　同条２号の規定の趣旨及び解釈

　　　本条２号の趣旨については，「性的欲望を満足させるため，心身ともに未熟な青少年を，正常な判断を行わせないような状態において，当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うことを禁止するものである。」とされている。

　　ア　「専ら」とは，概ね７割ないし８割程度以上をいうが，「専ら」に該当するかは，当該者の行為の態様，動機などを総合的に勘案することになる。

　　イ　「満足させる目的で」とは，行為者自らだけでなく，第三者の性的欲望についても含めるものである。

　　ウ　「威迫し」とは，暴行，脅迫に至らない程度の言語，動作，態度等により心理的威圧を加え，相手方に不安の念を抱かせることをいう。例えば，暴力団の構成員であるといってすごむことなどが挙げられる。

　　エ　「欺き」とは，嘘を言って相手方を錯誤に陥らしめ，又は真実を隠して錯誤に陥らしめる行為を言う。例えば，婚姻をするつもりはないにもかかわらず婚姻をするつもりであると言うことなどをいう。

　　オ　「困惑させて」とは，立場を利用したり，言語や態度により相手方を惑い困らせることをいう。例えば，雇用や金銭融通の恩義その他義理人情の機微につけ込むことや，職場の上司，教師などの立場を利用することにより，青少年が拒否の意思表示をできなくすることなどをいう。

２　本条例３９条２号の規定の問題点

　　最高裁昭和６０年１０月２３日大法廷判決との関係

「何人も，青少年に対し，淫行又はわいせつの行為をしてはならない」とする福岡県青少年保護育成条例１０条１項の規定について，「本条例１０条１項の規定にいう「淫行」とは，広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく，青少年を誘惑し，威迫し，欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか，青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当」と判示。

　　他の都道府県条例との関係

ア　東京都青少年の健全な育成に関する条例

　　第18条の６　何人も，青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない。（２年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

イ　兵庫県青少年愛護条例

　　第21条　何人も，青少年に対し，みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。（２年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

ウ　京都府青少年の健全な育成に関する条例

第21条　何人も，青少年に対し，金品その他財産上の利益若しくは職務を供与し，若しくはそれらの供与を約束することにより，又は精神的，知慮未熟若しくは情緒不安定に乗じて，淫行又はわいせつな行為をしてはならない。（１年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

エ　奈良県青少年の健全育成に関する条例

第34条　何人も，青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。（２年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

オ　滋賀県青少年の健全育成に関する条例

第24条　何人も，青少年に対していん行またはわいせつな行為をしてはならない。（１年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

カ　和歌山県青少年健全育成条例

　　第26条　何人も，青少年に対し，淫行又はわいせつな行為をしてはならない。（２年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

　　児童福祉法３４条１項６号との関係

　　　第三十四条　何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

　一～五（略）

　六　児童に淫（いん）行をさせる行為

第六十条　第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

　　【最決昭40.4.30】

 　「児童に淫行をさせる行為のうちには，直接たると間接たるとを問わず児童に対して事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をなすことを助長し促進する行為をも包含する」

３　実際の運用上の問題